

仕 様 書

第 1 業務名

アントレプレナーシップ教育プログラム業務

第 2 業務目的

堺市は、中百舌鳥エリアをイノベーション創出の拠点と位置づけ、堺市基本計画 2030 の KPI「イノベーション創出につながる事業数 130 件」の 2030 年までの達成と、そのプロセスを通じた堺・中百舌鳥発イノベーションの創出を進めている。

継続的なイノベーションの創出と地域経済の持続的な好循環を実現するためには、次代の社会を担う子どもたちのアントレプレナーシップ（起業家精神）を醸成し、新しい取組に積極的に挑戦する人材の育成を行うことが重要である。

本業務は、子どもたちが将来主体的に社会に関わるきっかけとして、起業など様々な選択肢への気付きを与え、また将来働くにあたり必要となる論理的思考力や表現力の育成、さらには自らのリーダーシップやコミュニケーション能力等の非認知能力の気付き及び育成機会を提供することを目的とする。

第 3 履行場所

堺市内ほか

第 4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 5 参加対象

堺市内在住の中学生及び高校生

第 6 業務内容

(1) プレセミナーの開催

アントレプレナーシップ教育プログラムの実施に先立って、以下のとおりプレセミナーを開催すること。

○プレセミナーは、プログラムへの参加を促進する目的で実施することとし、プログラムの内容や参加することの有意義性が参加者に伝わるような内容とすること。

○プレセミナーの実施概要は以下のとおり。なお、各会場の確保は発注者において行い、受注者の費用負担は求めない。

	全対象者向け	市内中学校・高等学校向け
実施回数	1回（45～90分程度）	各校1回（45～90分程度） 計3校程度
実施時期	令和8年8～10月頃	令和8年8～10月頃
会場	さかい新事業創造センター 1階 多目的会議室 (堺市北区長曾根町130番地42)	各中学校・高等学校 (いずれも堺市内)
対象者数 (定員)	30名程度	各校1学年程度（50～200名程度）
募集方法	希望者を公募 (申込受付は受注者が行う)	希望する学校を公募 (申込受付は発注者が行う)

※参考 さかい新事業創造センター多目的会議室 備品等

- ・スクリーン 1面
- ・プロジェクター 1台
- ・ワイヤレスマイク 3本
- ・会議用机 15脚
- ・会議用椅子 120脚
- ・Wi-Fi 使用可

○申込フォームを作成し、全対象者向けプレセミナーの参加者募集・受付を行うこと。

また、参加者の受付にあたっては、少なくとも下記の項目を取得すること。

- (ア) 氏名
- (イ) 学校名及び学年
- (ウ) 連絡先
- (エ) セミナー参加動機
- (オ) セミナーを知ったきっかけ（市の広報紙、知人からの紹介など）
- (カ) プログラムの参加勧奨連絡を行うことの可否

○市内中学校・高等学校向けプレセミナーの開催にあたって、必要に応じて発注者及び実施する学校との3者打ち合わせに参加すること。打ち合わせは原則オンラインで各校1回程度の実施とする。

(2) プログラムの周知及び参加者の募集・受付

アントレプレナーシップ教育プログラムの実施にあたり下記のとおり周知を行い、また参加者の募集と受付を行うこと。

○プログラムを周知するチラシを以下のとおり作成すること。

- ・少なくとも2回の校正の機会を設けること。
- ・少なくとも以下の事項を含む内容とすること。
 - (ア) 対象者、実施日や会場等の開催概要
 - (イ) 参加申込フォームの案内（二次元コード等）及び申込締切日
 - (ウ) プログラムの概要
 - (エ) 問い合わせ先
- ・プログラム参加者の年齢等に照らし、興味を引くデザインにすること。
- ・媒体ごとの仕様は以下のとおり。

(紙媒体)

A4 サイズ上質紙／フルカラー／両面／プログラム実施の約1カ月前までに
発注者へ900部納品

(電子媒体)

PDF形式で発注者へ納品

- 受注者は、少なくともプログラム実施の2週間前には、プレセミナー参加者のうちプログラムに関する連絡を行うことの許可を得ている未申込者へ参加勧奨の連絡を行うこと。
- 受注者は、遅くともプログラム実施の1か月前と2週間前にそれぞれ1回以上、受注者のホームページ、SNSや人的ネットワークなどでプログラムの広報を行うこと。
- 発注者と協議の上、以下のとおりプログラム参加者の募集及び受付を行うこと。
 - ・募集期間は少なくとも1か月以上設けるものとする。
 - ・オンラインで申込可能な応募フォームを作成すること。
 - ・参加者の受付にあたっては、少なくとも下記の項目を取得すること。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 学校名及び学年
 - (ウ) 連絡先
 - (エ) プログラム参加を決めたきっかけ
 - (オ) プログラムを知ったきっかけ（市の広報紙、知人からの紹介など）
 - ・募集期間中は発注者へ週に1回程度申込状況の報告を行うこと。

(3) プログラム実施

- プログラムは30名程度を対象に1回実施すること。数日間にわたるものも可とする。
- また、計8～16時間程度、1日最大8時間までのプログラムとすること。
- 参加者は、募集終了後に発注者と協議の上決定する。
- プログラムは以下の事項を含む内容とすること。

- ・プログラムの主な内容はグループワーク（1グループ5～6人程度）とする。
- ・地域課題・社会課題の解決や新たな価値の創造など、イノベーション創出につながるビジネスアイデアを考え、資金調達方法等の実現可能性も一定程度考慮した簡易な事業計画を作成し発表する。
- ・参加者の年齢層を考慮の上、楽しみながら主体性をもって取り組めるような工夫を行うこと。
- ・プログラム全体を通して、以下の能力等の育成が見込まれるような内容とすること。
 - ① アントレプレナーシップ
 - ② 論理的思考力、企画力や表現力
 - ③ コミュニケーション能力やリーダーシップ
- プログラム当日は、進行担当者のほか、参加者のサポートを行うスタッフを1～2グループに1人程度配置すること。当該スタッフは、参加者同士のコミュニケーションを促す、発言しやすい環境を作る、説明内容の理解の支援を行うなど、参加者が主体的にプログラムを進められるように助言等を行うものとする。
- プログラムの実施にあたっては、できるだけ多くの参加者がプログラム終了後も引き続き事業アイデアの具現化に向けた活動に自主的に取り組むよう意欲喚起を行うこと。
- 会場はさかい新事業創造センター多目的会議室を基本とする。会場の確保は発注者において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者の希望により他の施設で開催する場合は、当該施設及び備品等の利用にかかる一切の費用を受注者の負担とする。

(4) プログラム終了後フォローの実施

- プログラム終了後、意欲のある参加者に対し、事業アイデアの具現化に向けたメンタリング等の支援（フォロー）を実施すること。
- フォロー対象人数は30名程度（プログラム参加者全員）を想定すること。
- フォローの内容は、今後参加者が事業化等をめざして自主的に活動を継続することを想定し、事業計画やピッチ動画・資料を作成するにあたっての助言を行うものとする。
- フォローは、参加者の希望に応じて、オンラインミーティングやメール等の手法を利用し、プログラム終了から2月末頃までの間で実施するものとする。
なお、オンラインミーティングの場合は1回1時間程度、計3回程度までの実施とする。

(5) アンケートの実施

- 事業の効果検証に向け、参加者に対しアンケートを実施すること。なお、アンケートはプログラムの当日に行うものとし、プログラム実施による効果を測定できるものとする。
- アンケートの内容は、発注者と協議して決定するものとする。
- アンケートの実施方法は入力フォームへの回答入力など原則オンラインによるものとするが、参加者の状況に応じて、回答用紙への記入等の手法にも対応すること。

(6) 業務スケジュール

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・契約締結・打ち合わせ | 令和8年8月頃 |
| ・プレセミナー実施 | 令和8年8～10月頃 |
| ・参加者募集 | 令和8年9～10月頃 |
| ・プログラム実施 | 令和8年10～11月頃 |
| ・フォロー実施 | 令和8年11月～令和9年2月頃 |
| ・報告書提出 | 令和9年3月頃 |

(7) 業務体制

- 本業務の進行、全体の統括及び発注者との連絡調整を行う責任者を1名配置すること。
- プログラム当日の体制は「(3) プログラム実施」に記載のとおり。

第7 履行結果の報告

- すべての業務が完了した後、報告書を作成し発注者に提出すること。
- 報告書は、PDF形式のデータで提出すること。
- 報告書には少なくとも以下の事項を記載すること。
 - ・プレセミナー・プログラムの開催概要、各回の申込者数及び当日の参加者数
 - ・プレセミナー・プログラムの内容と参加者の様子
 - ・プログラム参加者へのアンケート結果のまとめ及びその分析
(プログラムを通して得られた効果について定性的、定量的に示すこと)
 - ・プログラム終了後に実施したフォローの概要と各参加者の取組状況、成果物や今後の展望

第8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。

- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。